

社団法人徳島県林業公社
経営改善計画（第2期）問題解決プラン

平成24年度～平成32年度

平成24年5月



ごあいさつ

森林は、私たちの社会生活と深く関わり、高度経済成長期には、住宅等の建設需要や紙用等に使用する木材が大量に必要とされたことから、木材資源を確保するために成長の早いスギやヒノキ等を植林する「拡大造林」が進められました。

その後は木材需要が小さくなるとともに、次第に、山の経済価値は下落し、その一方で、水土の保全をはじめ、森林の持つ公益的機能が重要視されるようになり、近年では、地球温暖化防止のため、CO₂の吸収源としての役割が強く求められるようになってきていることから、「間伐」等の森林整備が進められてきたところです。

このように森林を取り巻く状況が大きく変化する中、社団法人徳島県林業公社(以下「公社」という。)は、分収造林制度によって、約7千 ha の森林を適正に育成しているところです。

しかしながら、今日の木材価格を見ますと、かつてのような高価格が望めない状況となったことから、公社の経営にとって最終的な赤字が懸念される厳しい状況となったものと認識し、平成18年度から「林業公社経営改善計画(問題解決プラン)」に取り組んで参りました。

特に、平成17年度までの長期収支シミュレーションを導入し、対策の目標額を数値化した上で、自らの事務事業の効率化、コスト縮減はもちろん、ご契約者の方々には長伐期化や分収割合の変更を、さらに県には借入金から発生する利息低減対策をお願いするなど、この5年間に広範囲にわたる経営改善を実施して参りました。

今回、第2期の経営改善計画(問題解決プラン)の策定にあたりましては、外部有識者による「林業公社あり方検討委員会(H23/2~12):川村誠委員長」でのご検討をお願いしており、昨年12月には、徳島県の森林・林業はもとより、これまでの経営改善の成果を踏まえ、「公社のあり方」を含めた抜本的な改革の方向をお示しいただいたところであります。

当計画書は、この「あり方検討委員会」報告書に基づき、適正な森林管理を確実に実行できる体制づくりを行い、長期にわたる森林保全を継続するため、単なる経費縮減による経営改善にとどまることなく、新たに、分収林以外の新たな森林づくりの手法を具現化することによって、全国に類のない「森林経営の規模拡大」による改革を実施するものと致しました。

このような新たな森林づくりを通じて、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるためには、公的森林管理を長期に継続することが求められることから、これまで以上に地域と一丸となった取り組みを強化して参りますので、関係各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、計画期間については、中長期間となる森林経営の展望を持って推進するため、当計画は、平成24年度から平成32年度(第6期10分～第6期11分)までとし、森林経営の規模拡大の効果を最大限に引き出すよう、全力で取り組んで参ります。

平成24年5月吉日

社団法人 徳島県林業公社
理事長 熊谷 幸三

目次

I 会社の現状と課題

- 1 現状
- 2 課題

II 長期収支の試算

- 1 288 団地に分類
- 2 収支の試算結果

III 会社の「あり方」

- 1 拡大造林の担い手としての会社の役割
- 2 林業政策の変遷と森林の状況
- 3 会社の新たな役割

IV 経営改善（第2期）の新たな取り組み

- 1 「新たな森林づくり」による規模拡大
- 2 分収林契約の解消

V 経営改善計画（第2期）の目標と効果額

- 1 会社自ら取り組むべき事項
- 2 土地所有者への要請
- 3 県への協力要請
- 4 国、公庫への支援要請
- 5 市町村、森林組合など社員への協力要請
- 6 これまでの成果と目標額

VI 改善計画の実施体制

- 1 組織の形態
- 2 執行体制

I 会社の現状と課題

1 現状

会社は、国の進めた拡大造林政策を担う一つの団体として、地方公共団体や森林・林業関係者が、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式によって造林を推進することを目的に、昭和 41 年に設立した公益法人（現在：特例民法法人）です。

これまで約 7 千ヘクタールの森林を分収林として造成（県の森林面積の約 4%）しており、公益的機能の発揮を目指し、地域と一体となって健全な森林として育成する重要な役割を果たしてきました。

分収林は、分収林特別措置法（昭和 33 年 4 月 15 日法律第 57 号）に基づき、土地所有者と造林・保育の実施者兼費用負担者である公社が「分収林契約」を結び、公社が地上権（立木の所有権）を持つものです。分収林契約では、土地所有者は林地の提供（土地の公租公課を負担）、公社は植栽から保育、伐採までの経費の全てを負担します。

公社が負担する経費は、間伐材の収入と国、県等の補助金を活用する外は、徳島県と日本政策金融公庫からの長期借入金によって賄い、50～80 年後に主伐した伐採収入から土地所有者に土地代を分配したのち、借入金を償還する仕組みです。

なお、分収造林とは「植林」から公社が行うもので、分収育林とは概ね 20 年生程度となった人工林を対象に、その後の育成から公社が行うものです。

(1) 公社の管理する森林

公社の管理する森林は、分収林特別措置法に基づく分収林が 7,009ha であり、分収林以外に、全国的にも例のない公社が所有する森林「とくしま絆の森」が 1,342ha あり、さらに、公社が森林管理を受託した森林等を合わせて、平成 24 年 3 月末で約 9,266ha となっています。

(2) 分収林の契約面積（H24.3 現在）

区分	契約面積（全面積）	施業面積（経営面積）
分収造林	7,568ha	6,884ha
分収育林	173ha	125ha
計	7,741ha	7,009ha

なお、平成 18 年度以降は分収林の新規契約を中止しています。

(3) 分収造林の樹種別齢級別資源構成（H24.3 現在）

単位：ha

齢級	6～10年生	11～15年生	16～20年生	21～25年生	26～30年生	31～35年生	36～40年生	41～45年生	46年生以上	計
スギ	137	90	73	74	271	546	1,123	1,055	3	3,372
ヒノキ	68	145	427	426	728	458	877	339		3,468
その他					2	2	1	39		44
計	205	235	500	500	1,001	1,006	2,001	1,433	3	6,884
割合	3.0%	3.4%	7.3%	7.3%	14.5%	14.6%	29.1%	20.8%	0.0%	100.0%

(4)とくしま絆の森

森林の適正な保全のために、寄付金（日亜化学工業（株）様から）で創設した「絆の森基金（H16～）」を活用して、重要な水源地域等において森林取得とその整備等を行っているものです。

単位：ha

所在地	箇所数	取得面積	スギ	ヒノキ	広葉樹等	備考
上勝町	1	18.25	6.02	0.56	11.67	
那賀町	4	727.35	218.65	67.41	441.29	
海陽町	5	406.56	266.81	46.49	93.26	
美馬市	2	78.39	56.07	2.54	19.78	
三好市	1	111.18	49.58	15.82	45.78	
計	13	1,341.73	597.13	132.82	611.78	

(5)森林管理受託契約林

大口森林所有者からの森林管理受託 755ha
 「とくしま協働の森づくり事業」受託 146ha

(6)組織体制（平成 24 年 4 月 1 日現在）

社 員：徳島県、16 市町村、9 森林組合、四国電力(株)、3 林業団体

役員数：理事 15 名（定数 16 名以内）、監事 3 名（定数 3 名）

出資金：総口数 2,012 口（総金額 20,120 千円）

事務局：常勤役員（専務理事 1 名）、職員 5 名、嘱託員 4 名、臨時職員 8 名

＊職員のうち事務局長を県から派遣（H24.4～）

(7) 財務の状況

会社の持つ森林資産は約 186 億円となっており、これまでの森林整備費等の取得原価を資産額(固定資産)としています。対する負債は、借入金残高が公庫約 44 億円と県約 86 億円であり、未払利息(県)約 53 億円を合わせた長期債務（固定負債）は約 183 億円となっています。

<借入金残高>（H24.3 末現在）

区 分	(株)日本政策金融公庫	徳島県	計
借入金残高	4,416,361 千円	8,581,727 千円	12,998,088 千円

<県借入金の状況>（H24.3 現在）

				金額：千円
借入年度	借入金額	利率(%)	H17までの利息	元利合計
S41～H7	4,606,290	5.5	4,865,759	9,472,049
H8～H12	1,519,463	3.5	388,131	1,907,594
H13～H20	2,084,917	0.0	0	2,084,917
H21～H23	371,057	0.0	0	371,057
計	8,581,727		5,253,890	13,835,617

2 課題

公社経営は借入金に頼る仕組みであり、長期債務の累積が最大の課題です。さらに、収益改善のため、長伐期化を進めるにつれ、分収林契約に相続問題等が生じるようになってきました。

また、現在は「新規の分収林契約」を中止していることから、森林所有者によって整備が進みがたい地域においては、伐採後に植林が行われないなど、新たな課題が発生しています。

(1)財務改善の課題

伐採までには超長期を要することから債務が累増し、将来における投資額の回収が懸念されています。現在でも伐採の時期となっていないことから、新規借入金が必要となっていますが、国、県の森林整備事業の補助金を活用するほか、県から無利子の貸付金や利子助成を受けるとともに、過去の高金利の公庫借入金は繰上償還し、県からの既存借入金の利息も、H18以降の無利子化が実施されたことによって、今では、徹底して債務の発生が抑制されているところです。

今後、公益法人制度改革によって会計基準が改正され、時価評価を行い「減損会計」が導入されることとなります。このとき、森林資産の評価が大幅に下落した場合、「債務超過」という経営破綻を表す状態となる危険性があります。

このため、安定した経営ができるよう財務改善に取り組むことが必要です。

(2)分収林契約の課題

分収林契約は分収割合を予め決め、森林整備の費用を負担する公社のリスクが高いことがあげられます（現在、公社6：所有者4から、公社7：所有者3へ変更をお願いしています）。

このため、全ての契約者の方々にご理解いただき、引き続き契約変更を進める必要があります。

また、長伐期は約80年の超長期契約となりますので、ほとんどの契約が土地所有者の相続時期を避けられないこととなります。この時、相続の問題（相続紛争、相続手続きの未完了など）が発生すると、公社は契約変更や伐採実行が困難となる構造的な課題を抱えています。

さらに、このような契約を超長期に管理する負担が大きくなると懸念されます。

したがって、構造的な問題の根本的な解決は、契約の解消以外にないことから、いわゆる公社営林化を行う「分収林の取得（買取）」を実行していく必要があります。

(3)森林づくりを継続する課題

分収林の新規契約を中止し、5カ年が経過したため、所有者自らの森林整備が困難となった事例が見られ、管理放棄森林や造林未済地の解消のために、公的整備が強く求められています。

また、公社による分収造林の引き受けがないことから、伐採から植林という森林の更新サイクルが鈍化し、林業活動の大幅な低下につながっています。さらに、地域の林業活動の低下は、森林の資産評価を下落させ、地域外の資本による買収を容易とする悪循環に陥っています。

このような状況が続けば、公社の森林資産も目減りすることから、公的な森林整備の要求に応えるとともに、地域の林業活動を維持増進できるよう、分収林制度に代わる新たな森林づくりに取り組むことが求められています。

II 長期収支の試算

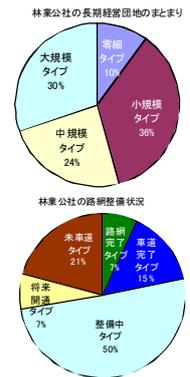
前回の経営改善計画（H18～22）時に比べ、木材価格が変動していることや、県の林業再生（飛躍）プロジェクトによって生産性を高める「高性能林業機械」の導入が著しく進んだこと、合板や木質ボード（MDF）など新たな国産材の大量利用が始まったことなど、長期見通しの条件が変化しています。このため、主要因子の H22 年度の値を反映して、前回と同一期間（H97 年度まで）で再度シミュレーションを実施しました。

1 288団地に分類

今回は、高性能林業機械の使用を進めるため、分収造林契約地 944 件を地理的なまとまりによって、新たに 288 団地にまとめ長期経営団地としました。団地毎の森林の生育状況や生産条件の違いを分類し、間伐や主伐の事業収支に反映しました。

団地化は、森林管理を集約化して経営することで、効率化を図るものですが、ほぼ半数が 30ha 未満と小規模であったことから、公社としても効率化を進める上で「周辺の私有林」と一体となった団地形成を進めることが不可欠です。

一方、路網については、7 割の団地で整備を進めており、高性能林業機械での生産が可能となるところが多くなっています。



2 収支の試算結果

(1) 分収林の伐採計画

長伐期への変更は約 6 割が完了し、総生産材積は約 267 万 m³が見込まれます。平成 57(2045) 年度までは、ほとんどが「間伐、択伐」で年間 2~4 万 m³の生産量となります。

主伐は、その後、平成 63~67(2051~2055) 年度に生産量がピークとなり、年間約 10 万 m³に達する見込みです。

伐採種	間伐	択伐	主伐	計
生産材積 (構成比)	106,941m ³ (4.0%)	651,240m ³ (24.4%)	1,914,933m ³ (71.6%)	2,673,114m ³ (100.0%)

(2) 長期収支予測（H22 年度木材価格を反映）

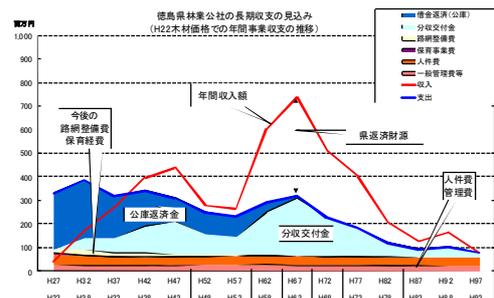
「収入総額」約 236 億円ー「支出総額」約 318 億円＝約△82 億円となりました。

平成 17 年度予測の△180 億円に比べると、+98 億円の改善効果が認められました。

しかし、最終黒字に向けた更なる改善と、当面の公庫への償還金のために借入が必要です。

このため、「単年度黒字」が予測される H38(2026)年度に向けて改善を推進し、H57(2045) 年度以降の主伐時期には、安定経営となるよう、今から取り組んでいくことが重要です。

これから収入		これから支出	
伐採収入	225.8億円 (96%)	整備費	5.2億円 (2%)
交付金等	2.5億円 (1%)	分収交付金	70.7億円 (22%)
他の事業益	7.3億円 (3%)	管理費	47.6億円 (15%)
		返済金	194.1億円 (61%)
計	235.6億円 (100%)	計	317.6億円 (100%)
		差引	△82億円



Ⅲ 会社の「あり方」

1 分収造林の担い手としての会社の役割

設立以来、平成7年度までは「拡大造林」の推進を目的に、平成8年度からは「造林未済地の解消」を目的に、個人で造林できない土地所有者に代わり、平成17年度まで「分収林制度による造林」を平均約150ha/年、最大時には400ha/年の規模で整備してきました。

現在の徳島県の森林は、会社をはじめ、林業関係者が熱心に植林してきたことから、スギ、ヒノキの人工林は18万haに達し、全国トップレベルの人工林率となっています。このような状況を見ると、会社の設立から45年が経過し、もはや、当初の役割は終了したと考えられます。

2 林業政策の変遷と森林の状況

昭和から平成になると、国の森林政策も拡大造林から森林保全へ軸足を移し、現在では、多様で豊かな森林づくりと持続可能な林業経営の両立をめざし、「森林・林業再生プラン」に取り組みられています。同様に、徳島県においても、産業政策として、国を先取りした「次世代林業プロジェクト」と、環境政策である「とくしま公有林化拡大戦略」が推進されているところです。

このような中、今日の木材価格の低迷や山村の過疎・高齢化等は深刻であり、自ら森林を管理できない所有者が増加、いわゆる管理放棄森林となる懸念が高まっていることや、大規模な資本による投機的な買収にさらされるなど、森林の維持や長期的な保全が危ぶまれるようになっていきます。

3 会社の新たな役割

森林を長期間、しっかりと維持するために、ますます公的な森林整備の必要性が高まっています。

しかし、分収林制度は課題が多いことから、新たな森林づくりの手法が求められています。

このため、会社は、全国初の公社有林化の取り組みや、新たな森林づくりの拡大などによって、公的森林整備の役割を強化し、県の進める「とくしま公有林化拡大戦略」の推進を担います。

また、積極的に経営規模を拡大し、新たな経営団地から計画的な木材生産を率先して行うことによって、木材自給率の向上と山村に暮らす人々を支える重要な役割を担い、県の「次世代林業プロジェクト」と同調した事業展開を図ります。

このように、新たな役割を担う新生林業公社は、森林・林業の専門知識・技術を生かす森林づくりの中核機関として、積極的に経営改善を行います。



IV 経営改善（第2期）の新たな取り組み

1 「新たな森林づくり」による規模拡大

① 森林の新規取得

森林所有者が自ら管理できない森林を公社が取得し、公社所有林として整備、経営します。

森林買収等へのセーフティネットとなるとともに、管理放棄森林を解消することで、地域の林業活動を活性化させ、地域全体の森林保全に貢献します。

なお、取得資金は借入金が中心となりますが、補助金や寄付金など、負担が小さくなる手法を取り入れるとともに、比較的短期間に木材生産事業を行うことによって取得資金が返済可能な計画を樹立するものとします。

今回の計画期間での取得目標は 1,000ha とします。



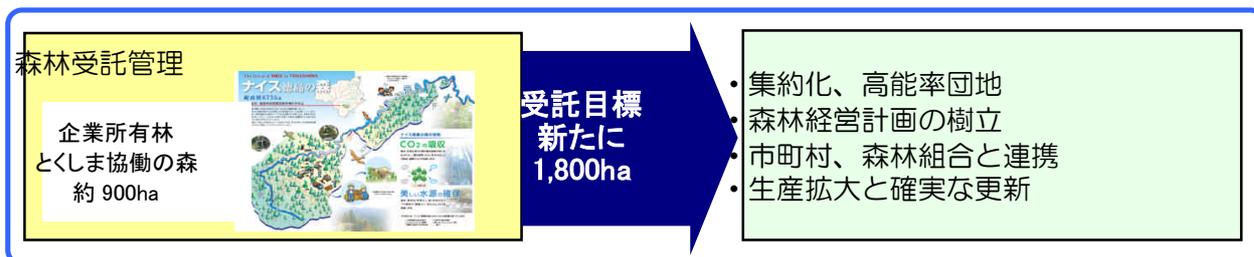
② 森林の受託管理

森林施業の集約化や効率の高い団地化を念頭に、長期の森林受託管理を行い、個々の森林所有者が計画樹立の困難な地域において、森林経営計画を樹立、効率的な林業経営を展開します。

特に県外の企業所有林など、比較的売買されやすい環境にある森林を積極的に受託し、森林整備や木材生産を通じて地域経済に貢献していきます。

今回の計画期間における受託目標は 1,800ha とします。

なお、受託管理の中で主伐可能な森林については、主伐とその後の植林等を一体として受託する方式に取り組み、次世代林業プロジェクトの推進にも寄与します。



③ J-VER 制度等の活用

J-VER 制度やとくしま協働の森のカーボン・オフセットなど、森林保全に有効な手法を取り入れ、広く県民等と連携した多様な森林づくりを推進します。



2 分収林契約の解消

分収林契約は、前回から契約変更をお願いしているところです。

しかしながら、全ての変更を終えるには、まだまだ多大な時間と労力を要すると思われます。

さらに、最近では相続の発生など、様々な個別の問題が生じるようになっていきます。

また、分収林の長伐期施業への移行をお願いしていることから、契約期間も90年と長期化することとなり、ますます、このような諸問題が増加していくことが懸念されます。

○分収林契約件数、契約者数および長伐期(90年)、分収割合(3:7に)の契約変更の状況

区分	契約現状 (H24.3.20 現在)		左のうち変更済み 契約変更率 ()	
	契約件数	契約者数・面積	契約件数	契約者数・面積
分収造林	944 件	1,050 人 6,884ha	674 件(71.4%)	602 人(57.3%)4,386ha(63.7%)
分収育林	13 件	7 人 125ha	—	—
計	957 件	1,057 人 7,009ha	674 件(70.4%)	602 人(57.0%)4,386ha(62.6%)

契約変更済みのうち、分収率 2:8(社員)=26 件 10 人 571ha で完了

このため、分収林契約の変更を継続しながらも、新たに公社が土地所有者の持ち分を取得する形で、分収林契約を解消する方法を取り入れ、取得後は「公社有林」として経営することとします。

分収林契約を解消することによって、前述の課題に対処するとともに、最終的に画一的な皆伐を実施することなく、施業コストが見合えば、超長期の択伐施業や広葉樹施業も取り入れることなど、多様な形態が可能となります。

今回の計画期間における実施目標は、分収林契約の変更については、変更済み面積の割合が62.6%であることから、全国トップの長崎県同等となる8割以上とすることを目標とします。

また、契約変更と併せて行う「分収林の取得」は、公的管理の必要性をご理解いただきながら、これまでの契約変更の経緯を勘案し、取得が可能な森林から実施するものとし、今回は3,000haを公社有林化することを目標とします。

なお、変更済みの割合の目標8割以上の中に、取得による契約解消分も含めるものとし、



V 経営改善計画（第2期）の目標と効果額

計画の期間は、平成24年度から平成32年度（第6期10分～第6期11分）とし、計画項目および実施内容は次のとおりとします。

1 会社自ら取り組むべき事項

改善項目	実施内容
(1)分収造林契約期間の見直し	① 契約期間を90年、平均伐期80年への見直し ② 長伐期による収益性の向上
(2)生産流通・販売対策	① 伐採事業の生産コストの削減 高効率団地の設定、高性能林業機械の活用、新架線システムの導入、路網整備 ② 直販比率を引き上げ、販売・運送コストの削減 ③ 競争原理を生かす林業事業体の参入を促進
(3)造林事業コストの削減	—
(4)経営コストの削減	—
新規 (5)事業規模の拡大	① 森林の取得による規模拡大 ② 受託管理等による規模拡大 ③ 新規事業の担当を新設し、職員等を配置

2 土地所有者への要請

改善項目	実施内容
(1)分収契約内容の見直し	① 伐期の延長に伴う択伐・主伐の分収率見直し（分収割合6:4→7:3へ）
新規 (2)分収林の取得	① 分収林契約の解消（構造的課題を解決）

3 県への協力要請

改善項目	実施内容
(1)既往借入金	① 償還の延長 （平成57年度まで最大35年間の延伸）
(2)新規借入金	① 事業及び経営費用の継続貸し付け （平成57年度まで）
(3)新事業の展開に必要な資金調達 の指導、支援	① 森林取得、分収林取得に必要な資金 ② 経営安定のための拠出金

4 国、公庫への支援要請

改善項目	実施内容
(1)森林取得、分収林取得に必要な融資 制度・助成制度の創設	要請等
(2)無利子資金等の支援策の充実・強化	要請等

5 市町村、森林組合など社員への協力要請

改善項目	実施内容
(1)市町村有林等の管理を委託	要請等
(2)新事業の展開に必要な拠出金	検討

6 これまでの成果と目標額

これまでの改善効果額を反映し、経営改善計画（第2期）の目標額（H24～H32）を次のとおり設定しました。

また、改善計画の実行によって、将来の収支に反映される最終的な効果額については、長期収支シミュレーションの試算方式によってH97までの最終効果額を求めました。

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
82%変更実施（全国トップ） 目標額 カウントなし （効果は伐採時） 期間内 事業面積 1,050ha 次世代林業プロジェクトの数値目標 「間伐8m3/人日」「主伐10m3/人日」の達成 目標額 0.2億円	変更済み 62% 30.8億円	42億円
実施済み	3.8億円	4億円
実施済み 目標額 2.8億円 森林取得 1,000ha	—	11億円
目標額 4.7億円 受託管理 1,800ha	—	21億円
小計 7.7億円	59.3億円	117億円

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
82%変更実施（全国トップ） 目標額 カウントなし （効果は伐採時） 分収林取得（買取）3,000ha 目標額 カウントなし （効果は伐採時）	変更済み 62% 21.3億円	24億円
小計	—	25億円
小計 21.3億円	21.3億円	49億円

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
H57年度まで償還延期・無利子化の継続 目標額 カウントなし （効果は折込済み）	H18以降の利息 83.3億円	83億円
必要資金の無利子貸付の継続 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	—	（各事業に含む）
企業局等の制度検討 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	—	（森林取得、分収林事業に含む）
小計	83.3億円	83億円

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
森林取得資金の公社向け制度創設等 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	—	（森林取得事業に含む）
借換資金の継続、無利子、低利子化 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	高金利の繰上償還等 9.3億円	9億円
小計	9.3億円	9億円

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
市町村有林の受託 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	—	（森林受託管理事業に含む）
検討 目標額 カウントなし （効果は事業に含む）	—	（森林取得、森林受託事業に含む）

経営改善計画（第2期）目標額	既成果額	最終効果額（H97まで）
合計目標額 7.7億円	173.2億円	258億円 （H17試算△255億円は+3億円へ改善）

VI 改善計画の実施体制

1 組織の形態

公益法人制度の改革に伴い、現在は特例民法法人となっていますが、平成24年度から移行手続きを行い、平成25年11月末までに、長期に安定した森林保全を担う中核機関に相応しい組織形態と考えられる「公益社団法人」への移行を目指します。

2 執行体制

公社の木材生産量は、現在は搬出間伐だけで年間4～5千 m³と小規模ですが、5年後には分収林の択伐が始まり年間2万 m³以上に、10年後には3万 m³を上回って県内最大級の生産者となり、その後25年間は、分収林で同規模の択伐生産が続くと見込まれています。

このため、今回の計画期間においては、できる限り縮小してきた職員体制を見直し、6倍に増大していく生産量に対応できる体制に増員を行います。案としては、業務課を分け、新たに分収林と絆の森、取得林を担当する「社営林課」と、受託林を担当する「森林受託課」を新設することとします。

また、ベテラン職員の持つ技術ノウハウを伝承するよう、社営林と受託森林の事業展開によって、知識・技術習得の機会を増やし、組織的に高度な技術を共有できる体制づくりを進めていきます。

そして、将来、本格的な主伐時期に達したときには、年間8万～10万 m³という膨大な生産量を実行できる基盤とするとともに、その長期間において持続的な森林の保全、次世代へ森林を継承できる高い技術スキルを備えた組織に育成します。

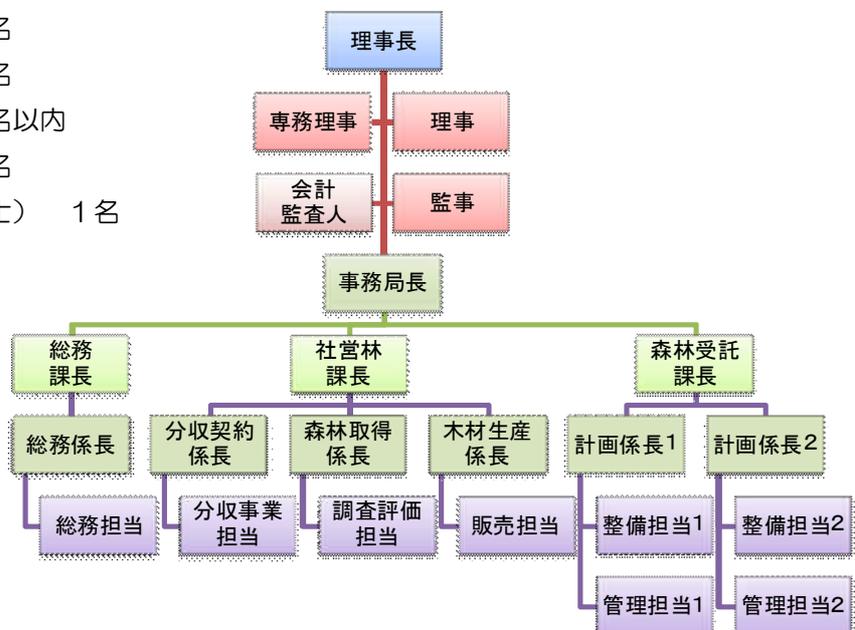
○執行組織図（案）

<役員>

理事長（非常勤）	1名
専務理事（常勤）	1名
理事	8名以内
監事	2名
会計監査人（公認会計士）	1名

<職員>

事務局長	1名
総務課	3名
社営林課	7名
森林受託課	7名
計	18名



森林整備法人

社団法人 徳島県林業公社

〒770-0045

徳島県徳島市南庄町5丁目69番地

TEL 088-634-3155

FAX 088-364-3156